

札幌市地域自立支援協議会中央区地域部会規約

第1条（目的）

札幌市地域自立支援協議会中央区地域部会（以下「中央区部会」という。）は、札幌市地域自立支援協議会（以下「全体会」という。）の部会として、障がい当事者、障がい福祉事業者、行政機関、その他中央区内の様々な関係団体との連携のもとに、障がい児者を含む全ての中央区民が、互いに理解し合いながら主体的に関わり、誰もが安心して生活できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

なお、当該規約にある「障がい児者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等、年齢や手帳の有無に関わらず、あらゆる障がい児及び障がい者を指す。

第2条（活動内容）

1. 中央区部会は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
 - (2) 障がい児者や家族の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
 - (3) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
 - (4) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
 - (5) 障がい福祉関係事業者や関係機関・団体等の連携体制構築に関する活動
 - (6) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
 - (7) 中央区の課題を解決するための、札幌市への施策提言
 - (8) その他、目的達成に必要な活動
2. 中央区部会は、障がい福祉以外の関係機関、企業、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に努める。

第3条（事務局）

1. 中央区部会に事務局を設け、中央区部会の円滑な運営等を協議するための会議を定期的を開催する。
2. 事務局の委員（以下「事務局員」という。）は、最大15名までとし、次に掲げるもののうち、中央区部会の目的に賛同するもので構成する。
 - (1) 区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者
(旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所を含む)
 - (2) 区内に拠点のある医療機関
 - (3) 区内を担当地域とする相談支援事業者
 - (4) 区内に居住する障がい当事者又は区内で活動する障がい者団体
 - (5) 区内を担当地域とする民生委員、児童委員
 - (6) 区内にある企業等、就労支援関係者
 - (7) 区内の教育関係機関
 - (8) 区保健福祉部保健福祉課
 - (9) 区社会福祉協議会
 - (10) その他、障がい福祉の向上に関心のある者で事務局員が適当と認める者

3. 就任及び退任については、事務局員の総意により決定する。
4. 事務局員の任期は定めないが、毎年度末に意向確認を行う。
5. 障がい児者や家族を含む関係者を臨時で参加させることができる。
6. 中央区部会には事務局員の総意により専門部会、プロジェクトチーム等を設けることができる。

第4条（部会長及び副部会長）

1. 中央区部会に部会長及び副部会長 1 名を置き、事務局員（第 3 条第 5 項の規定により臨時で参加した事務局員を除く。）の互選により定める。
2. 部会長は、中央区部会を代表し、会務を総理する。
3. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
4. 部会長及び副部会長の任期は 1 年とし、再任を妨げないが最長で 6 年までとする。

第5条（幹事）

1. 中央区部会に幹事を設けることとし、相談支援事業所「相談室ぽぽ」「地域生活支援センターさっぽろ」、中央区社会福祉協議会及び中央区保健福祉課の各事務局員で構成する。
2. 幹事は、中央区部会活動や事務局会議を補助し、部会長及び副部会長を補佐する。
3. 中央区部会の庶務は、中央区保健福祉課が行うこととする。

第 6 条（全体会への報告）

中央区部会の活動内容については、定期的に全体会へ報告するものとする。

第 7 条（その他）

この規約に定めるもののほか必要な事項は、中央区部会における協議により定めることとする。

附 則

この規約は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する